

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 8 日

各 都道府県・指定都市
民生主管部(局) 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育士登録の取消しに伴う収容先の照会について

平素より、保育士資格の適正な管理につきご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、保育士が禁錮以上の刑に処せられたこと等により、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 5 に規定する欠格事由に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務の適正化を図るため、平成 30 年 3 月 20 日付で児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 26 号)を公布し、同日付で施行したところです(別添 1 及び 2 参照)。

この保育士登録の取消しに関する事務において、欠格事由に該当する保育士がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明したものの、収容されている刑事施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合、都道府県知事が法務省矯正局に文書でご照会いただき、収容先の施設を把握していただいた上で、取消通知を送付していただくことが可能です。

各都道府県・指定都市におかれましては、当該運用につき、ご了知の上、適正な保育士資格の管理をお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、法務省矯正局と調整済みであることを申し添えます。